

商品概要

保険名称	団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
この保険の特徴	この保険は、団体信用就業不能保障保険と3大疾病保障特約付団体信用生命保険をあわせた制度です。この2つの保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金受取人とし、銀行から住宅ローン等を借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である銀行に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当されます。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
リビング・ニーズ特約保険金	保険期間中に余命が6ヵ月以内と判断されるとき（※） （※）余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。
高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
3 大 疾 病 保 険 金 お 支 払 事 由	悪性新生物 保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ①保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ②保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ③保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※ 悪性新生物には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
脳卒中	保障開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、次のいずれかの状態に該当されたとき ① その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けた場合（2015年10月1日以降に受けた手術が対象）。 ② その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断された場合。
急性心筋こうそく	保障開始日以後の疾病を原因として、所定の急性心筋こうそくを発病し、次のいずれかの状態に該当されたとき ① その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けた場合（2015年10月1日以降に受けた手術が対象）。 ② その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断された場合。
団体信用就業不能保障	【就業不能給付金】 保障開始日（※1）以後の疾病または傷害により、保険期間中に所定の就業不能状態（※2）となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したときは、該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額が給付金として支払われます（就業不能状態の継続期間4ヵ月～12ヵ月）。 【長期就業不能保険金】 保障開始日（※1）以後の疾病または傷害により、保険期間中に所定の就業不能状態（※2）となり、その状態が12ヵ月（就業不能給付金のお支払事由に該当してから9ヵ月）を超えて継続したときに住宅ローン残高相当額が保険金として支払われます。 （※1）保障開始日は、融資実行日（借り換え融資の場合は借り換え日）または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。 （※2）「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、「地銀協ライフサポート団信制度 申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等のお支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払い対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照願います。
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逡減）します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借り入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して1億円、かつ「地銀協ダブルサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。

	<p>次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>解除・免責等により保険金をお支払いできない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金 (リビング・ニーズ特約保険金)・ 高度障害 保険金</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> ① 保障開始日から1年以内に自殺されたとき ② 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ③ 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ④ 戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ⑤ 告知義務違反による解除 ⑥ 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ⑦ 重大事由による解除の場合 ⑧ 保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき </td> </tr> <tr> <td>3大疾病 保険金</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> ① 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき ② 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ③ 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ④ 告知義務違反による解除 ⑤ 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ⑥ 重大事由による解除の場合 </td> </tr> <tr> <td>長期就業 不能保険金・ 就業不能 給付金</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が、次のいずれかにより就業不能状態に該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者・被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害(※) ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 被保険者の薬物依存(※) ・ 被保険者の妊娠、出産 ・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ・ 地震、噴火または津波 ・ 戦争その他の変乱 ② 告知義務違反による解除 ③ 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ④ 重大事由による解除の場合 <p>(※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払い対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合	死亡保険金 (リビング・ニーズ特約保険金)・ 高度障害 保険金	<ol style="list-style-type: none"> ① 保障開始日から1年以内に自殺されたとき ② 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ③ 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ④ 戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ⑤ 告知義務違反による解除 ⑥ 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ⑦ 重大事由による解除の場合 ⑧ 保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき 	3大疾病 保険金	<ol style="list-style-type: none"> ① 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき ② 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ③ 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ④ 告知義務違反による解除 ⑤ 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ⑥ 重大事由による解除の場合 	長期就業 不能保険金・ 就業不能 給付金	<ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が、次のいずれかにより就業不能状態に該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者・被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害(※) ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 被保険者の薬物依存(※) ・ 被保険者の妊娠、出産 ・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ・ 地震、噴火または津波 ・ 戦争その他の変乱 ② 告知義務違反による解除 ③ 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ④ 重大事由による解除の場合 <p>(※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払い対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</p>
名称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合								
死亡保険金 (リビング・ニーズ特約保険金)・ 高度障害 保険金	<ol style="list-style-type: none"> ① 保障開始日から1年以内に自殺されたとき ② 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ③ 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ④ 戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ⑤ 告知義務違反による解除 ⑥ 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ⑦ 重大事由による解除の場合 ⑧ 保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき 								
3大疾病 保険金	<ol style="list-style-type: none"> ① 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき ② 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ③ 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ④ 告知義務違反による解除 ⑤ 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ⑥ 重大事由による解除の場合 								
長期就業 不能保険金・ 就業不能 給付金	<ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が、次のいずれかにより就業不能状態に該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者・被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 被保険者の精神障害(※) ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・ 被保険者の薬物依存(※) ・ 被保険者の妊娠、出産 ・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ・ 地震、噴火または津波 ・ 戦争その他の変乱 ② 告知義務違反による解除 ③ 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ④ 重大事由による解除の場合 <p>(※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払い対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</p>								
保険金等が支払われない場合									
保障開始日	融資実行日(債務引受の場合は債務引受日)または事務幹事保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。								
これらの契約からの脱退	<p>次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ② 融資について期限の利益を失ったとき ③ 保険金のお支払事由に該当したとき ④ 所定の年齢に達したとき。 								
告知に関する重要事項	これらの保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態等について、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。								

この書面による告知は、事務幹事保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日（記入日）現在の健康状態、身体の障害状態等について、この「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。
なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承ください。

【ご注意】

この「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要」は、団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。これらの保険の詳細については、『地銀協ライフサポート団信制度 申込書兼告知書』に添付の『団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明』、および『地銀協ライフサポート団信制度 申込書兼告知書』裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

当ホームページに掲載している内容は、2022年度の制度内容（2022年4月1日時点）のものです。ご加入に際しては最新の「地銀協ライフサポート団信制度 申込書兼告知書」を必ずご参照願います。

（2022年4月1日現在）